

■ONO いじめ等防止ウィーク

概ね6月第3週、11月第3週に実施

ONO いじめ等防止ウィークは、小野市いじめ等防止条例の目的・理念に関する市民の皆さんの理解を深め、いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に向けて市民総ぐるみで考える週間です。

<実施内容>

◆街頭キャンペーン（啓発グッズの配布）



◆懸垂幕・のぼりの掲示



◆チラシやポスターの配布・掲示



◆特設相談

・女性のための法律相談 …… など

※期間中、のぼりやポスターを見かけたら、家族等と話し合い、その輪を広げましょう

■いじめ等に関する相談機関

ひとりで悩まないで 相談しましょう



◆あらゆるいじめ（DV相談も含む）

ONOひまわりほっとライン 月～金 午前9時～午後5時	62-4110
--------------------------------	---------

◆児童虐待

小野市市民福祉部子育て支援課 （家庭児童相談室）	63-1000（代表） 63-1645（直通）
兵庫県中央こども家庭センター	078-923-9966
児童虐待24時間ホットライン	078-921-9119

◆高齢者虐待

小野市市民福祉部地域包括支援センター	63-1000（代表） 63-2174（直通）
小野市市民福祉部高齢介護課	63-1000（代表） 63-1509（直通）

◆障がい者虐待

小野市障がい者虐待防止センター （市民福祉部社会福祉課）	63-1011
---------------------------------	---------

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

小野市女性のための相談 毎週木曜 午前9時30分～午後4時	63-8250
小野市市民福祉部（福祉事務所）	63-1000（代表） 63-1011（直通）
兵庫県女性家庭センター （配偶者暴力相談支援センター） 毎日 午前9時～午後9時	078-732-7700
兵庫県立男女共同参画センター 月～土 午前9時30分～午後4時30分	078-360-8551

【問い合わせ先】

小野市市民安全部
ヒューマンライフグループ
〒675-1380
小野市王子町 806-1
電話：63-4311 FAX：63-3690

「小野市いじめ等防止条例」 及びその施策について

平成19年12月21日公布

平成20年 4月 1日施行

みんなでつくろう！

いじめのないまち

ハートフルシティおの



小野市

「小野市いじめ等防止条例」について

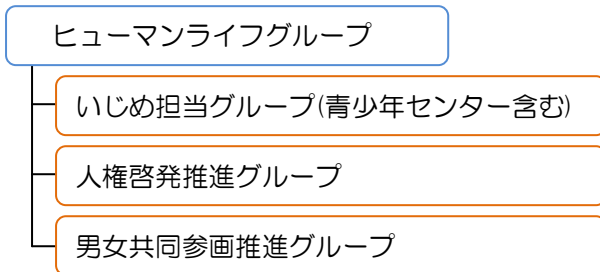
<条例制定の背景>

■後手から先手管理

事件があったからではなく、起こる前に取り組む。

■人権教育の再構築と専門組織の創設

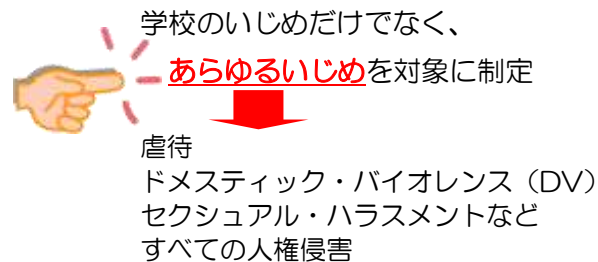
- ・「いじめ」という問題に焦点を当てながら、人権問題全体を考える組織として、平成19年4月、市民安全部にヒューマンライフグループを設置。
- ・福祉関連課、学校教育課 課長の兼任。



<条例の特徴①>

■いじめ等の定義

言葉、文書（電子媒体を含む）、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視、差別的な扱い等による精神的な苦痛を与えるもの並びに法律に規定する虐待、暴力など



<条例の特徴②>

■責務と役割

市	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の策定・実施 ・通告通報相談等への対応 ・防止活動への支援と調整
---	---

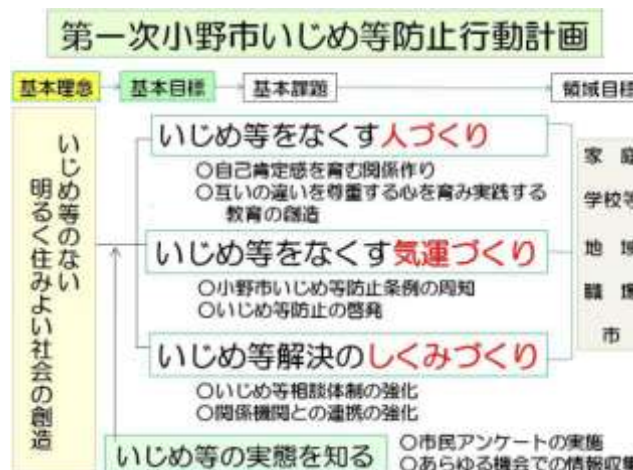
●いじめ等防止市民会議の設置

- ・アドバイザー1名 委員14名で構成

ONOIじめ等防止ウィークなどの取組について、活発に意見交換を行っています



●計画の策定



市民みんなで
取り組みましょう!



市民	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等のない社会づくりへの積極的な協力 ・通告通報等
学校 社会福祉 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等防止の対応と推進 ・解決への対応と報告、通告通報 ・防止活動への積極的な協力
企業 公的機関	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等のない職場づくり ・問題解決への対策 ・防止活動への協力
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てにおける父母その他の保護者の役割 ・いじめ等防止に向けた明るい家庭づくり
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等防止活動への役割、情報提供 ・いじめ等のない社会づくりに向けた地域活動の役割

小野市では、いじめこそあらゆる人権侵害の根源であると捉え、学校におけるいじめだけではなく、家庭、企業、地域社会などでの虐待、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の問題を解決することが、人権侵害そのものの解決につながるという認識から、いじめ等を絶対に許さないという断固たる姿勢で、その防止に取り組んでいます。

条例について、詳しくは、小野市ホームページ (<http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/8/3/01/>) をご覧ください。